

福岡の果樹産地構造改革計画要領

制 定	平成 15 年 9 月 1 日 15 生第 45 号
一部改正	平成 17 年 5 月 17 日 17 生第 587 号
一部改正	平成 19 年 3 月 26 日 18 生第 4540 号
一部改正	平成 20 年 4 月 1 日 20 園振第 43 号
一部改正	平成 20 年 4 月 16 日 20 園振第 124 号
一部改正	平成 21 年 3 月 24 日 20 園振第 3272 号
一部改正	平成 21 年 9 月 9 日 21 園振第 1626 号
一部改正	平成 27 年 9 月 9 日 27 園振第 2334 号
一部改正	平成 29 年 3 月 17 日 28 園振第 4445 号
一部改正	令和 2 年 7 月 31 日 2 園振第 974 号
一部改正	令和 7 年 10 月 14 日 7 園振第 1173 号

第 1 趣旨

本県では、これまで多様な果樹品目の生産を展開し、それぞれが全国有数の果樹産地（以下「産地」という。）を形成し、高品質果実の生産県としての地位を確立してきた。しかし、本県における果樹の栽培面積は昭和 50 年をピークに減少傾向となっている。

この状況を踏まえ、県では、産地の抜本的構造改革を目的として、平成 15 年度に各産地において「福岡の果樹」産地改革計画を策定し、平成 18 年度までに担い手の明確化等を付加し計画の高度化を行って、国が策定を推進する果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）との整合を図りながら、本県果樹産地の構造改革を推進してきた。

この取組により、消費者ニーズをとらえた高品質な果実生産・出荷のための技術等の導入や優良品目・品種への改植等が進んできたが、一方で、生産農家の高齢化や後継者不足に加え、資材の高騰による生産コストの増加、気候変動に伴う高温等の影響など様々な課題を要因として、栽培面積及び生産量の減少が続く状況となっている。

本県の果樹農業を持続的に発展させるには、令和 7 年 4 月に示された、果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動への対応や、担い手の育成・確保、労働力の確保、地域の基幹産業としての付加価値の向上等により、生産基盤の強化を加速化していく必要がある。

このため、産地計画を柱とした産地の構造改革の取組については、「果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）」（以下「生産局長通知」という。）に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとし、産地自ら策定した産地計画の進行管理を適切に行うことで、本県の果樹産地の構造改革を推進する。

第 2 計画策定産地

計画を策定する産地は、生産局長通知第 6 に準じるものとする。

第3 産地協議会の組織

産地協議会の組織は、生産局長通知第2に準じるものとする。

第4 産地計画の策定及び変更

計画の策定及び変更にあたっては、生産局長通知第4、5、7及び8に準じるものとする。

なお、産地計画を策定または変更する場合は、その年度の2月末日までに、別紙様式第1号により福岡県果実生産出荷安定協議会（以下「福果協」という。）へ提出するものとする。

2 福果協は、提出のあった産地計画について承認をしようとするときは、別紙様式第2号により、県園芸振興課に協議の上、承認するものとする。

3 県園芸振興課は、提出された産地計画の内容が基本方針及び福岡県果樹農業振興計画と整合していることを確認し、その内容が適正と認められるときは、その旨を別紙様式第3号により福果協へ通知するものとする。

第5 産地計画の内容

計画の内容は、生産局長通知第3に準じ、別紙様式第4号によるものとする。

第6 計画の策定及び変更に対する支援

県園芸振興課、経営技術支援課、農林業総合試験場、JA全農ふくれんは、連携の上、産地計画の策定及びその目標達成に向けた取組が円滑かつ的確に推進されるよう、産地協議会に対し必要な情報の提供、技術的な助言指導等を行うものとする。

第7 計画の進行管理

産地協議会は、生産局長通知第9の1に基づいて進行管理を行い、第9の2に基づく報告並びに産地協議会において検討された年度計画及び年度実績の報告は、策定翌年度から毎年度5月20日までに、県園芸振興課に行うものとする。

第8 補助・融資制度の活用

農林事務所、市町村等は、補助・融資制度の種類、内容、採択要件等の情報を産地に提供する。

産地協議会は、国の果樹経営支援対策事業の実施にあたって、事業計画の事前確認、事後確認等について、産地協議会構成員の役割分担を適切に行い、産地の構造改革が進むように努めることとする。生産出荷団体から提出された事業計画等については、産地協議会が確認を行う。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月3日から施行する。

附 則

この要領は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年 9月9日から施行する。

附 則

この要領は平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要領は令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要領は令和7年10月14日から施行する。